

おたる国際福祉・観光専修学院

がくそく 学則 しよきてい および諸規程

がくせいせいかつ 学生生活をおくるために ひつよう 必要なきまり（ルール）



おたる国際福祉・観光専修学院
Otaru International College of Welfare and Tourism

2026年7月（夏休み前配付）

◎おたる国際福祉・観光専修学院の学則・諸規程（学校が
決めたルール）のうち、学生にとって特に大切な事項を
選んでわかりやすい日本語で示しました。次の文章を
母国語に直すなどして、必ず読んで理解してください。

【おたる国際福祉・観光専修学院 ^{がくそくしこうさいそく} 学則施行細則】

<第9条 ^{じよせき} 除籍>

^{つぎ} 次のどれかにあてはまるときは、^{こうちやう} 校長が^{がくせい} 学生を^{じよせき} 除籍することがあります

1. ^{べんきやう} 勉強を^{つづ} 続けても、^{そつぎやう} 卒業できる^{みこ} 見込みがないと^{がっこう} 学校が^{はんだん} 判断したとき。
2. ^{じゆぎやうりやう} 授業料を^{はら} 払わなくて、^{がっこう} 学校から「^{はら} 払ってください」という^{れんらく} 連絡を受けても、^{はら} 払わないとき。
3. ^{きやうがく} 休学できる^{きかん} 期間が^お 終わっても、^{がっこう} 学校に^{もど} 戻らないとき。
4. ^{がっこう} 学校に^{きかん} いることができる^お 期間が^{そつぎやう} 終わっても、^{ひつやう} 卒業に必要な62^{たんい} 単位を^と 取ることができなかつたとき。
5. ^{かぞく} 家族などから「^{ゆくえ} 行方が^わ 分からない」という^{れんらく} 連絡があつたとき、
または^{なが} 長い^{あいだ} 間、^{がっこう} 学校と^{れんらく} 連絡が^と 取れないとき。

【ことばの^{せつめい} 説明】

^{じよせき} 除籍：^{がっこう} 学校の^{がくせい} 学生ではなくなることです。^{がっこう} 学校が^き 決めます。

<第10条 退学>

がっこう ^{ひと}学校をやめたい人は、学校にある「退学願」を出して、校長の
きよか許可をもらわなければなりません。

がっこう ^{ひと}学校をやめる人は、学校をやめる学期の終わりまでの授業料を
ぜんぶはら全部払わなければなりません。

【ことばの説明】

たいがく ^{がくせい} ^{がっこう} ^{じぶん}退学：学生が学校を自分でやめること。学校が退学を決めること
もあります。

<第13条 学修の評価>

授業が終わったら、学校は勉強の結果を評価（「成績評価」といいます。）します。合格した人には、合格した授業科目の単位数が与えられます。

成績は次のことを見て評価します。

- ・ 定期試験
- ・ 課題やレポート
- ・ 実習の結果
- ・ 授業への参加や出席

学校は、これらを全部見て成績を決めます。

➡ さらに詳しくは、8～12ページの「成績評価基準」を見て
ください。

【ことばの説明】

単位数：科目ごとの授業に合格したときにもらえるものです。

卒業するために必要です。

実習：実際にやって学ぶ授業です。

<第15条 ^{そつぎょう}卒業^{にんてい}の認定>

^{つぎ}次のすべてを満^みたした学生は、^{がくせい}学校^{がっこう}を^{そつぎょう}卒業^{そつぎょう}できます。

・^{がっこう}学校^{ねんべんきょう}で2年勉^{ひと}強^{ひと}した人

・^{じゅぎょうりょう}授業料^{ぜんぷはら}を全部払^{にん}った人

・^{そつぎょう}卒業^{ひつよう}に必要な単^{たん}位^い数^{すう}以上^{いじょう}を取^とった人^{ひと}

^{こうちょう}校長^{がくせい}は、学生^{せんもんかてい}が専^{そつぎょう}門^{そつぎょう}課^{そつぎょう}程^{そつぎょう}を卒業^{そつぎょう}したことを認^{みと}め、「専^{せん}門^{もん}士^し」の
^{しかく}資格^{あた}を与^{あた}えます。

^{かいごふくしがっか}介護福祉学科^{そつぎょう}では、卒業^{そつぎょう}するために85単^{たん}位^いの勉^{べん}強^{きょう}が必^{ひつ}要^{よう}です。

<第21条 表彰>

勉強や学校生活で、とてもよい結果を出し、ほかの学生のお手本になる学生は、校長から表彰されることがあります。表彰の方法やルールは、別に決めます。

【ことばの説明】

表彰：学校が「よくがんばりました」と認めて、賞状などを渡すことです。

お手本になる学生：ほかの学生が見習いたいと思う学生のことです。

<第22条 学校のルールを守らなかったとき>

学生が、日本の法律や学校のルールを守らなかったり、学生としてしてはいけないことをしたりしたときは、校長が指導や処分をすることがあります。

処分には、訓告、停学、退学があります。

➡ 処分についてのくわしいルールは、別に決めています。さらに13～14ページの「学生懲戒規程」を見てください。

【おたる国際福祉・観光専修学院 成績評価基準】

＜成績を評価するルール＞

成績は、授業の目標がどのくらいできたかを見て決めます。

- ・ A、B、C：合格
- ・ D：不合格

A・B・Cの人は単位数をもらうことができます。

Dの人は単位数をもらうことができません。

成績	説明	点数
A	授業の目標がよくできています。	100～80点
B	授業の目標がだいたいできています。	79～70点
C	できていないところもありますが、合格するために必要な目標はできています。	69～60点
D	授業の目標ができていません。	59点以下

A・B・C・Dで成績をつけることが難しい授業は、「合格」「不合格」で成績を決めることがあります。

それぞれの学科は、必要な時、A・B・C・Dの成績について、もっとくわしい決め方を作ることができます。

せいせきひょうか ほうほう
＜成績評価の方法＞

せいせき じゅぎょう ないよう じゅぎょう もくひょう あ つぎ ほうほう き
成績は、授業の内容や授業の目標に合わせて、次の方法で決めます。1つだけで決めることもあります。また、いくつかの方法をあわせて決めることもあります。

1. テスト（小テスト、定期テスト、追試験、再試験など）
2. 話して答えるテスト（口頭試験）
3. 宿題や課題、レポートの提出、発表（プレゼンテーション）
4. 実技がどのくらいできるか
5. 授業への出席や授業を受ける態度

ついでしけん
＜追試験＞

ついでしけん
追試験は、ていきてすと う
定期テストを受けることができなかった人のためのテストです。

つぎ りゆう
次の理由があるときは、こうちょう ついでしけん みと
校長が追試験を認めることがあります。

1. びょうき ていき う
病気で定期テストを受けることができなかったとき（げんそく
として、びょういん しんだんしょ ひつよう
病院の診断書が必要です。）

2. そのほか、こうちょう せいとう りゆう みと
校長が正当な理由があると認めたとき
ついでしけん う ひと つぎ てつづ
追試験を受けたい人は、次の手続きをしてください。

1. がっこう き
学校で決められた申しこみしょ か
申込書を書きます。

2. じゅけんりょう 1 か もく えん はら がくむぶ だ
受験料（1科目2,000円）を払って、学務部へ出します。

3. こうちょう みと たんどう せんせい ついでしけん ひ ほうほう き
校長が認めたあと、担当の先生が追試験の日と方法を決めます。

4. き にちじ ついでしけん う
決まった日時に追試験を受けます。

さいしけん
＜再試験＞

さいしけん ていき ついしけん ごうかく ひと いちど
再試験は、定期テストや追試験で合格できなかった人が、もう一度
う
受けるテストです。

こうちよう みと ばあい さいしけん う
校長が認めた場合は、再試験を受けることができます。

さいしけん う てつづ じゅけんりょう ついしけん おな かもく
再試験を受けるための手続きや受験料は、追試験と同じ（1科目
2,000 円）です。

さいしけん かもく かい う
再試験は、1つの科目につき3回まで受けることができます。

さいしけん ごうかく せいせき てん
再試験で合格しても、成績は60点までです。

ほこう
＜補講＞

ほこう　じゆぎよう　やす　ひと　べんきよう　た　ひと　おこな　じゆぎよう
補講は、授業を休んだ人や勉強が足りない人のために行う授業
です。

しゅつせき　すく　がくせい　せんせい　ほこう　おこな
出席が80%より少ない学生には、先生が補講を行うことがあります。

ほこう　きょうしつ　う　じゆぎよう　ろくが　じゆぎよう
補講は、教室で受ける授業、録画した授業、レポートなど、
がっこう　き　ほうほう　おこな
学校が決めた方法で行います。

ほこう　おこな　せんせい　まえ　ほこう　う　がくせい　ほこう
補講を行うときは、先生が前もって、補講を受ける学生に、補講
のひ　じかん　ほうほう　し
日、時間、方法などを知らせます。

ほこう　う　ひと　がっこう　き　もうしこみしょ　か　じゅこうりよう
補講を受けたい人は、学校で決められた申込書を書き、受講料
（1かもく　えん　はら　がくむぶ　だ
1科目1,000円）を払って、学務部へ出してください。

せいせき　しつもん
＜成績についての質問＞

せいせき　はっぴよう　しゅうかんい　せいせき　しつもん
成績が発表されてから1週間以内は、成績について質問すること
ができます。

しつもん　ひと　がっこう　き　しよるい　か　じゆぎよう　せんせい
質問をしたい人は、学校の決められた書類を書いて、授業の先生
だ　せんせい　せつめい
に出してください。先生が説明します。

【おたる国際福祉・観光専修学院 学生懲戒規程】

＜処分や指導＞

次のようなことをした学生には、校長が学校の決まりにしたがつて処分や指導をすることがあります。

1. テストでカンニングなどの不正をしたとき。
2. 日本の法律に違反することをしたとき。
3. 学校のルールを守らなかったり、学生としてしてはいけないことをしたりしたとき。

処分も指導も学校に記録されます。これを受けることは、学生にとって大変不名誉なことです。そのようなことがないように、注意して、学生生活を送ってください。

＜処分の種類や内容＞

処分には、次の3つがあります。

1. 訓告

学校から厳しく注意を受けます。もう同じことをしないように指導を受けます。

2. 停学

決められた期間、学校へ来ることができません。停学の間は、校長または副校長と面談をして、指導を受けます。

3. 退学

学校をやめなければなりません。学生ではなくなります。

処分をするほどではない場合でも、必要があるときは、学校から注意や指導を受けることがあります。

【ことばの説明】

処分：ルールを守らなかった学生が学校から罰をあたえられることです。学校が強制的に行うものです。例えば、学校に来ることを禁止したり、学校をやめさせたりすることです。

指導：学生が行った行為がそれほど重大でなく、学生が反省して同じ行為を繰り返さないことを期待して行うものです。

